

## 第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定について

### 1. 策定の趣旨等

県が市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進。

策定の根拠：国民健康保険法第82条の2

### 2. 方針の期間(第2期)

令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日

### 3. 策定のスケジュール

令和元年度

R1.12.13	厚生・産業常任委員会
R2. 1.15	町村会説明
R2. 1.17	市長会説明
R2. 1.30	県国民健康保険運営協議会

令和2年度

R2. 7.21	首長会議
R2. 7.28	厚生・産業常任委員会
R2. 8.20	県国民健康保険運営協議会
R2. 9. 9	厚生・産業常任委員会
R2.10. 2	厚生・産業常任委員会
R2.10. 5	県民政策コメントの実施
~11.5	市町へ法に基づく意見照会
R2.12.17	県国民健康保険運営協議会(答申)
R2.12.末	第2期国民健康保険運営方針策定

### 4 市町への意見聴取、県民政策コメントの実施結果

令和2年10月5日(月)から令和2年11月5日(木)までの間、国民健康保険法の規定に基づき市町に対する意見聴取を行い、また、並行して滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき意見・情報の募集を行いました。

意見・情報が寄せられた市町 13市町 91件  
 (意見等無しの市町 大津市、野洲市、湖南市、愛荘町、甲良町、多賀町)

意見・情報が寄せられた県民 0人 0件

これらの意見等のうち、主なものに対する考え方を6に示します。なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものと なっています。

## 5 提出された意見・情報の内訳

項目	市 町	県 民
全体事項、はじめに、基本的事項、財政の見通し	29	0
保険料(税)の標準的な算定方法、徴収の適正な実施	26	0
保険給付、保健事業、医療費適正化等の取組	29	0
他計画、他団体との連携等	7	0
合 計	91	0

## 6 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

別紙「滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方」のとおり

## 滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

番号	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
<b>はじめに</b>		
1	県の役割に保険料水準の統一に向けた議論の中心的な役割と記載すべきでないか。	保険料水準の統一は、運営方針に定める重要な方向性であり、市町をはじめ関係者が等しく責任を負い議論していくものであると考えます。
2	新型コロナウイルス感染症と併せて、東日本大震災等の大規模災害に対する対応も想定されるため、表題を「新型コロナウイルス感染症等に対する対応」とし、大規模災害発生時における対応(保険料減免等)についても記載してはどうか。	第2期運営方針策定時において発生した新型コロナウイルス感染症に対する対策に特化した項目と考えています。
<b>基本的事項</b>		
3	「この方針は、県が、市町とともに国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な国保運営方針を定めるものであり、以て市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することを目的とします。」では、「市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進すること」が目的と読めるため、法に規定されているとおり「国保の安定的な財政運営」と「国保事業の広域のおよび効率的な運営」の推進を図ることを目的とすべきではないか。	ご意見のとおり、表現がわかりにくいところがあるため、以下のとおり修正します。  「この方針は、 <u>県が、市町とともに国保の安定的な財政運営ならびに市町の国民健康保険事業の広域のおよび効率的な運営の推進を図ることを目的とします。</u> 」
<b>県内国保の医療に要る費用および財政の見通し</b>		
4	今後10年の医療費の動向については減少見込みであるが、令和2年度の医療費についてはコロナ禍の影響についても図に反映させるか、もしくは令和2年度については特殊要因として見通しが困難である等の注釈が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、注記として「令和2年度については新型コロナウイルス感染症による特殊要因のため見通しが困難である」を追加します。
5	運営方針は、法第82条の2の規定により、「都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の推進」が一つの目的であり、県の財政運営も記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「国保財政を安定的に運営していくためには、市町国保特別会計については、原則として、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金等によって賄うこと、また、 <u>県国保特別会計も、原則として、必要な支出を国保事業費納付金(以下「納付金」という。)や国庫負担金等によって賄うことにより収支が均衡していることが重要です。</u> 」
6	県が国保財政を管理すること、また保険料を県内で統一することの観点からすると、「赤字の解消・削減の取組、目標年次等」の記載については不自然ではないか。	保険料水準を統一していく過程(第2期運営方針期間中)においても、市町において赤字が発生する可能性はあるため、原案のとおりとします。

## 滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

番号	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
<b>市町における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項</b>		
7	<p>納付金算定に当たって、標準的な収納率を反映させることは、収納率の高い市町の納付金が高く調整され、収納率の低い市町の納付金が高く調整されることになる。結果として、収納率向上意欲の低下、モラルハザードをもたらす恐れがあるため、早期に導入する必要があるのか疑問を感じる。そのため、保険料水準の統一を含め、住民の理解と関係者間で丁寧な議論や準備期間が必要であると考える。</p>	<p>保険料水準の統一を段階的に進めるため、納付金算定に当たっての標準的な収納率の反映は、令和2年7月21日の首長会議での合意のもと進めていきます。なお、統一保険料算定方式における詳細な調整については、ご意見のとおり、市町との丁寧な議論が必要と考えております。</p>
8	<p>運営方針においては、支え合う経費(出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料)の記述のみとなっている。納付金の積算にあたって令和3年度から県全体で公費を分かち合うことについても記載する必要があるのではないかと。(4市町)</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記項目を追加します。</p> <p>納付金の対象に加える公費</p> <p>医療費および出産育児一時金は県全体で支え合っているため以下の公費は県全体の財源として充てることとします。</p> <p>(ア) 国特別調整交付金(国費)のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の被保険者が多いことなどによる財政影響があること</li> <li>・未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響があること</li> <li>・結核性疾患および精神病に係る療養給付費等が多額であること</li> <li>・その他特別事情があること(医療費に関すること)</li> </ul> <p>(イ) 保険基盤安定負担金(保険者支援分)</p> <p>(ウ) 国保財政安定化支援事業</p> <p>(エ) 過年度保険料収納分</p> <p>(オ) 出産育児一時金に係る繰出</p>
9	<p>福祉医療の波及増にかかる一般会計繰入については、考え方や財政状況等によって市町ごとに繰入基準が異なっていることから、市町間で大幅な格差が生じている。</p> <p>保険料水準を統一するためにはこの格差を是正することは必須であり、県においても国保財政の責任主体として、被保険者や市町一般会計の負担増を防ぐために給付対策費補助金の増額について積極的に検討されたい。(3市町)</p>	<p>県、市町の財政状況等を総合的に勘案する必要があるため、地方単独事業(福祉医療助成制度)の減額調整分に対する繰入基準については、今後市町と話し合うこととし、その結果を踏まえて県給付対策費補助金の取り扱いについて検討してまいります。</p>
10	<p>激変緩和の実施期間を明確化するために、激変緩和措置が活用できるのは令和5年度までであることを示したほうがよいのではないかと。(3市町)</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>「令和3年度から令和5年度まで納付金等の算定方法を変更することによる被保険者の負担の上昇を抑制等するため、以下の激変緩和措置を行います。」</p>
11	<p>子ども均等割の廃止の検討や検討期間の明記などをしてほしい。(2市町)</p>	<p>子どもの均等割保険料の在り方については、協議を進めることとしておりますが、国の検討状況等を見る必要があるため、期限は明記しないこととします。</p>

## 滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

番号	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
<b>市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項</b>		
12	本文記載の「収納対策の強化に係る取組」により、収納対策の強化が図られることは望ましいが、モラルハザードが起こらないようにしていただきたい。	収納率の市町間格差を縮小するため、収納対策の強化に努めてまいります。ご意見をいただいた内容については、今後の施策の参考とします。
<b>保健事業の取組に関する事項</b>		
13	特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率に市町間で格差があり、一層の取組みが必要ではないか。	特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率は年々増加傾向であるものの、ご意見のとおり、市町間の格差は大きく、また目標とは乖離があることから、一層の取組が必要と考えます。県は市町とともに、引き続き情報共有、検討を行い、受診率や実施率の向上に取り組めます。
14	本文記載の「保健事業の取組の方針」において、県が主体となって全市町で情報を共有し、全県的に水平展開できるような仕組みを構築する旨記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ、以下の文言を追加します。 「また、各市町の保健事業における効果的な取組については、全市町で情報を共有し、横展開できるよう進めていきます。」
15	BIWA-TEKUIに県が賛同していただいていることは心強く思う。全県域に広められるよう要望する。また、滋賀県として特色ある広域的な健康づくり事業の展開を要望する。	ご意見として、今後の施策の参考とします。
<b>医療費の適正化の取組に関する事項</b>		
16	県として保険者機能を強化する観点から、データ分析について具体的な体制、方針、プランを提示して説明すべきではないか。	データ分析については今回新たに「健康課題や医療費に関するデータ分析」の項目を追加し、この具体的な内容については、市町連携会議で関係者のご意見を伺い進めていきます。
<b>市町が担う事務の広域的および効率的な運営の推進に関する事項</b>		
17	「市町村事務処理標準システムの導入」については、国民健康保険以外の住基、地方税等、広く市町村が取り扱う業務について標準化を図る方針が国から示された。また、厚生労働省からも既存の市町システムの改修により対応可能となる可能性が示唆されていることから、「市町村事務処理標準システムの導入」以外の選択肢も検討の対象とするべきではないか。(4市町)	現時点では、市町の国保事務の標準化の推進には市町村事務処理標準システムの導入が合理的と考えることから、この検討を進めていくこととしています。  なお、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  修正前 「市町村事務標準処理システムの導入」 「～市町村事務標準処理システムの導入を検討し進めていきます。」  修正後 「国保システムの標準化」 「～市町村事務処理標準システムの導入を検討し、あわせて国の自治体業務システム統一の動向を注視し、既存システムの標準仕様に基じた改修も検討します。」

## 滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

番号	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
18	<p>県、市町の事務執行体制の在り方の検討については、広域的な事務執行体制の構築から記載すべきではないか。</p> <p>県はシステムや仕組みの一元化等、広域的な取組等について主導的な役割を果たして頂き、市町と役割分担を行うなど国保事務の効率的な運営と、被保険者に分かりやすいシステムの構築が必要と考える。(2市町)</p>	<p>県、市町の国保事務執行体制の在り方については、各市町の考え方等を伺いながら進めていく必要があるため、原案のとおりとします。</p>
<b>保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項</b>		
19	<p>「医療資源の配置・活用さらには偏在の解消を、県および市町は国保の運営と一体的に進めていきます。」と記載されているが、県は地域医療計画や地域医療構想の策定などの役割を担っており、県は医療保険と医療提供体制の両面をみながら、地域の医療の充実を図り、良質な医療が効率的に提供されるよう進めることが期待でき、「医療資源の配置・活用さらには偏在の解消」については県が主体的に取り組むよう記載内容を改めるべきではないか。(3市町)</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<b>県は地域医療構想、医師確保計画および外来医療計画に基づく地域の実情に応じた医療資源の配置・活用さらには偏在の解消を図るとともに、保険料水準の統一に向けては、こうした構想等の推進と整合を図りながら検討していくこととします。</b>」</p>
<b>関係団体との連携強化</b>		
20	<p>滋賀県国民健康保険市町連携会議各作業部会の役割や議論すべき内容を明確にすべきではないか。</p>	<p>各作業部会の役割(在り方)等については、<b>検討等する必要がありますので、本方針では記載しないこととします。</b></p>
<b>その他</b>		
21	<p>業務のデジタル化の動向に触れるべきではなか。例えばマイナンバーカードに被保険証機能を付与することについては、保険者にとっての業務の効率化になるだけでなく、被保険者にとってもメリットが多く、社会的にも関心時だと考える。(4市町)</p>	<p>これらについては、国の方針で進められる事業内容であり、現段階では、運営方針において独自の取組を検討することが難しいため、原案のとおりとします。</p>